

空襲・戦災を記録する会全国連絡会議会則

第1条(名称) この会は、「空襲・戦災を記録する会全国連絡会議(略称：空襲全国連)」とし、事務局を_____に置く。

第2条(目的) この会は、アジア・太平洋戦争において米軍が行なった日本本土攻撃(空爆・艦砲射撃などすべての作戦を含む)及びそれによる被害等の実態・真実の記録・研究・語り伝え等を目的として活動する団体・個人の連絡・交流を目的とする。

第3条(活動内容) この会は、上記の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 全国大会の開催。
- (2) 研究会の開催、及び共同研究。
- (3) 会報「空襲通信」の発行。
- (4) その他、この会の目的達成に資する活動。

第4条(構成) この会は、会の目的に賛同する団体・個人によって構成する。

第5条(組織と運営)

(1) この会に、次の役員を置く。

代表幹事 2名 幹事若干名

① 幹事は、全国大会で選出され、事務局を構成する。

事務局に 事務局長 1名を置く。

事務局の任務は、以下の通りとする。

ア 次期全国大会開催地を選定する。

イ 全国大会地元開催団体と協力し、大会の企画・運営に協力する。

ウ 「空襲通信」発行の責任を負う。「空襲通信」編集委員会を委嘱し、編集の任にあたらせる。

エ その他、会の運営に必要な業務を行う。

事務局は必要に応じて(電子メール利用の場合も含め、)会議を開催する。

② 代表幹事は、幹事会で選出され、この会を代表するとともに、全国大会を招集する。

(2) 「全国大会」は、次の要領で開催する。

① 可能な限り各地持ち回りで、毎年1回、夏期に開催する。

② 名称は「第〇〇回空襲・戦災を記録する会全国連絡会議・□□大会」とする。

③ 開催地団体が主催し、事務局が協力する。

④ 経費は、参加団体および参加者が分担するが、開催地団体が責任を負い、独立採算とする。

⑤ 会の運営上必要な事項について協議・決定を行うことができる。上記の決定は、大会参加者の3分の2の賛同によるものとする。

第6条(財政) 会の財政は、事業収入及び寄付金等をもってまかなう。

以上